死刑制度の存廃に関する議論の状況

論点	死刑制度廃止論の立場	死刑制度存置論の立場
死刑制度に対する根本的 思想・哲学に基づく議論	 ◆ 人は人を殺してはいけないのであり、国家であっても人を殺すことは許されない。国家の行う殺人は正しいということになれば、国家が法律で殺人を犯罪としていることと矛盾する。死刑は法治国家として本来あるべき姿ではない。 ◆ 死刑は、身体の一部どころか全てを奪いとるという残虐で野蛮な刑罰であるから廃止すべき。 	償いをし、責任を果たすほかない。 ● 人の命をあやめた人は償いとして、自分の命であがなうしかないという 倫理観を失わないためにも死刑制度は必要。 ● どうしても死刑を適用せざるを得ない事案があり、そのような事案に死 刑を適用することが社会正義を実現する司法を確立して、その司法の下で
死刑に犯罪抑止力がある か否かという観点からの議 論	● 人間は、残念ながら人を殺すものであり、人間は、死刑があろうとなかろうと人を殺すものである。 ● 自暴自棄に陥った者や自らの命を賭して実行しなければならないという信念を持った者に対しては死刑は抑止効を持ち得ず、自殺願望から犯行に及ぶ者にはむしろ誘発性を持つものであり、死刑が凶悪犯罪を抑止する効果を持つかは疑問である。 ● 死刑の威嚇力に関しては、その存否に関する実証的・科学的根拠は存在せず、抑止効は死刑の正当化根拠とはならない。	 死刑を頂点として段階的に組まれている刑罰の体系を知り、罪を知ることによって、刑事法における法規範意識というものが形成され育っていく。そういう法規範を身につけたが故に、だれしもそういう死刑という危険なところに近づかないように日常的に生活していく。 刑罰に犯罪抑止力があることは明らかであり、刑罰体系の頂点に立つ死刑に抑止効がないというのは説得的ではない。 何人殺しても死刑にはできないという理屈は、犯人を死刑にしておけば助かった可能性のある被害者の生命を余りにも軽視するものである(特別予防の観点)。
誤判のおそれをどのように 考えるかという議論	 えん罪による死刑判決を受け、死刑の執行までされてしまった例がなかったとは断言できず、えん罪による死刑執行のおそれは現実のものであり、いったん失われた命はどのようにしても回復できない。 えん罪の可能性は常につきまとうものであるところ、えん罪による死刑の可能性は死刑制度が生み出す究極の不正義である。 裁判は人間によって行われるものである以上、どれほど慎重に行われたとしても、誤判の可能性そのものを否定することは誰にもできず、死刑は廃止すべきである。 	 犯罪事件の中には、誤判の余地の絶無な事件も相当ある。 抽象的には誤判のおそれがないとはいえないが、現実に死刑が確定し、執行される事件は100%間違いないといえる事件ばかりである。 誤判の問題は、国選弁護の拡大、証拠開示の拡大等刑事手続全体の改善により解消すべき問題。 誤判のおそれは死刑特有の問題ではなく、誤判のおそれを理由に死刑廃止を論じるのは刑事裁判の否定に通じる。
被害者・遺族の心情等をど のように考えるのかという議 論	● 欧州諸国でも被害者遺族に対する手厚い支援と死刑廃止の双方を両立している。	● 被害者の権利・心を守ったり、その家族を守ったりする意味での社会正義が死刑なしにあり得るのかは疑問。 ● 事件が余りに残虐で、被害感情が余りに激しく、大方の人が犯人は自己の生命をもって償うべきだと考えるような場合には、死刑をもって臨み、被害者とその遺族の悲しみと怒りを癒すことも正義につながることである。
犯人の更生可能性に関す る議論	● 正常人である限り、どのような者にも人格形成の可能性は無限にある。● たとえ凶悪な罪を犯した者でも更生の可能性がある。	● 犯人が更生したからといって, 犯人が犯した罪が消えるわけではない。 犯人が更生したとしても殺した人間を生き返らせることはできない。 ● 自分に同じ場面が降りかかってこない限りは, 本当に切実な意味で人の 命を奪うことの恐ろしさ, 罪深さ, 取り返しのつかなさを実感したり, 反省した りすることはない。

死刑制度の存廃に関する議論の状況

論点	死刑制度廃止論の立場	死刑制度存置論の立場
世論調査についての議論	 死刑制度廃止,停止が国際的潮流であること,国際人権法を尊重すべきであること,えん罪による死刑執行の現実的おそれがあることからすれば,世論調査結果は死刑存置の理由にならず,死刑は人権の問題であり,少数者の保護という観点からすれば多数派の意見にこだわることは相当ではない。 世論に迎合するのではなく,政治がリーダーシップをもって国民を死刑廃止に導いていくべき。 本当の刑罰の在り方をどう向けていくかということを進めていく中で世論は後でついてくる。 	 死刑存廃の問題というのは国民にとって最も基本的かつ重要な事柄であり、国民の意識が強く反映されなければならない。 国民の一般的な法確信として、一定の極悪非道な犯人に対しては死刑を科すべきであるとする考え方が存在するとすれば、これを無視するのは刑事政策的に妥当ではない。 罪刑均衡のとれた刑を科さなければ国民の刑事司法に対する信頼が得られなくなり、犯罪が増え、捜査に対する協力も得られなくなる。
光刑の発生は国际的潮流	 死刑廃止,執行停止は国際的な潮流であり,我が国も国際人権法を尊重すべき。 世界は死刑廃止を望んでおり,ひとり日本だけが国情や世論を理由にちゅうちょしている時ではない。 憲法前文にある「国際社会において名誉ある地位を占める」ためにも国際社会の死刑廃止の流れに沿って,死刑を廃止し,人権を尊重する本当の意味での国民主権国家になるべき。 国連死刑廃止条約を早期に批准するためにも死刑を廃止すべき。 死刑制度の存在を理由に死刑廃止国から逃亡犯罪人の引渡を拒絶されることがある。 	● 死刑制度存置国と廃止国の数や意味の比較については、「事実上の廃止国」をどのように分類するかなどの問題があり、簡単な問題ではない。 ● 世界の潮流なるものが我が国の治安や文化を守ってくれるわけではなく、国連やEUが我が国の犯罪防止や治安維持に責任を持ってくれるわけではない。 ● 死刑を廃止した国には、その国ごとの政治、社会、経済的な理由があり、死刑を廃止するか存置するかはそれぞれの文化的・宗教的な背景、国民意識、犯罪情勢、政治状況といった様々な要因を背景に各国国民が主体的に決定すべき事項。 ● 一国の司法制度、犯罪政策、司法文化はその国の国民が決めるものであり、他国からとやかく言われるものではない。
死刑が憲法に違反しない かという議論	● 死刑は憲法36条が禁止する「残虐な刑罰」に該当する。	● 最高裁判所は死刑は憲法に違反するものではないと判示している。
死刑と戦争に関する議論	● 法の名の下に合法的に人を殺せるのは死刑と戦争だけである。そうであるなら憲法9条で戦争を禁止しておきながら死刑を維持するという理屈はたたない。	● 死刑廃止を主張する者の多くは軍隊や戦争を放置しながら、国家に人を殺す権利はないなどと主張する。
裁判員裁判と死刑に関する議論	● 普通の市民が自ら死刑を宣告するというのは恐ろしい事態であり、欧州 諸国からは野蛮な国と見られかねない。	● 死刑に関しては国民に裁く資格がない、能力がないということはなく、 もっと国民を信頼すべき。● 裁判員には、個人としての感情を大事にしながらも、より大きな司法としての社会正義実現の責任を全うすることが求められている。